

# 建設業のための Q&A

# 経営事項審査

令和 8 年 7 月改正対応版

 東日本建設業保証株式会社

## 目 次

### 経営事項審査の改正

Q 1 令和8年7月の改正について	2
Q 2 今回の改正による審査点の変更について	4

### 経営事項審査の概要

Q 3 経営事項審査制度について	5
Q 4 審査項目について	6
Q 5 審査(分析)機関について	8
Q 6 申請手続について	9
Q 7 有効期間について	10

### 主な評価項目及び算出方法等

Q 8 工事の種類別年間平均完成工事高(X1)と自己資本額(X21)の組合せについて	11
Q 9 工事の種類別年間平均完成工事高(X1)の算出方法について	12
Q 10 自己資本額(X21)の算出方法について	14
Q 11 平均利益額(X22)の算出方法について	16
Q 12 自己資本額及び平均利益額(X2)の算出方法について	18
Q 13 経営状況(Y)の8指標の算式と内容について	19
Q 14 経営状況(Y)の算出方法について	23
Q 15 資本金借入金の取扱いについて	24
Q 16 技術力(Z)の算出方法について	26
Q 17 1級監理受講者について	30
Q 18 監理技術者補佐について	31
Q 19 基幹技能者について	32
Q 20 建設キャリアアップシステムについて	33
Q 21 その他の審査項目(社会性等)(W)について	34
Q 22 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W1)の算出方法について	36
Q 23 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(W1-④)の算出方法について	37
Q 24 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に 従事する者の取組の状況(W1-⑤)の算出方法について	38
Q 25 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(W1-⑥)の算出方法について	41
Q 26 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために 必要な措置の実施状況(W1-⑦)の算出方法について	42
Q 27 建設業の営業継続の状況(W2)の算出方法について	43
Q 28 防災活動への貢献の状況(W3)の算出方法について	44
Q 29 法令遵守の状況(W4)の算出方法について	44
Q 30 建設業の経理に関する状況(W5)の算出方法について	45
Q 31 監査の受審状況(W51)の算出方法について	46
Q 32 公認会計士等の数(W52)の算出方法について	47
Q 33 研究開発の状況(W6)の算出方法について	48
Q 34 建設機械の保有状況(W7)の算出方法について	49
Q 35 国又は国際標準化機構が定めた規格による 認証又は登録の状況(W8)の算出方法について	50
Q 36 総合評定値(P)の算出方法について	51

## — 資料編 —

経審の改正経緯(平成15年～)	53
-----------------	----

# 経営事項審査の改正

## Q1

令和8年7月の改正について教えてください。

## -A1-

令和8年7月の経営事項審査（以下「経審」という。）の改正では、「その他の審査項目（社会性等）（W）」に関して見直しが行われました。令和8年7月1日以降の申請で適用されます。具体的な項目は以下のとおりです。

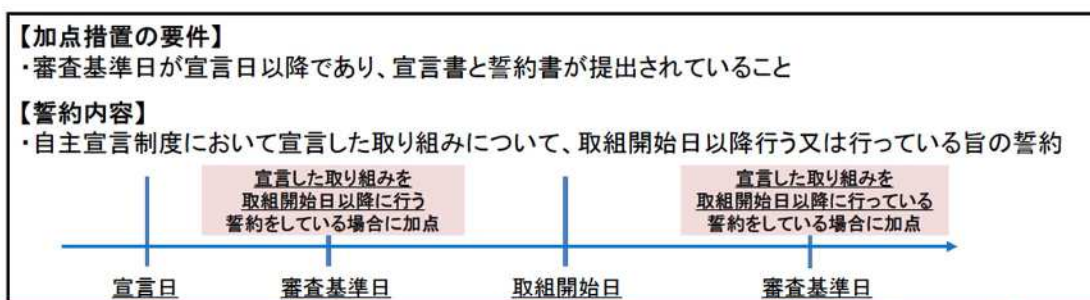
1. 「『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言の有無」の新設 及び 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し
2. 「建設機械の保有状況」の改正
3. 「社会保険加入に関する評価項目」の削除

1. 「『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言の有無」の新設 及び 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

今回の改正では、令和7年12月の「第三次・担い手3法」全面施行を受け、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況が評価項目として新設されました。

これに併せて、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-⑦）」の加点配分の見直しが行われました。

労務費確保等のための取組やCCUSの活用について、適正に評価するための項目です。



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

# Q5

審査(分析)機関について教えてください。

## — A5 —

### 【審査（分析）機関について】

審査項目のうち、経営状況（Y）については国土交通大臣の登録を受けた、登録経営状況分析機関に申込みをします。

経営状況（Y）以外の項目については許可行政庁が審査機関となります。知事許可の建設企業は都道府県知事、大臣許可の建設企業は国土交通大臣に対して申請を行います。

審査項目	略号	審査（分析）機関
経営規模	X	許可行政庁
技術力	Z	知事許可は都道府県知事、大臣許可は国土交通大臣が審査機関になります。
その他の審査項目（社会性等）	W	
経営状況	Y	登録経営状況分析機関

### 【登録経営状況分析機関について】

経営状況（Y）の分析は、一般財団法人建設業情報管理センターなどの登録経営状況分析機関を建設企業が選択し申請します。なお、経営状況分析の申請の時期及び方法等は経営状況分析機関により異なります。

登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページに掲載されています。登録経営状況分析機関は追加又は廃止される場合があります。

国土交通省ホームページ（登録経営状況分析機関）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000091.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

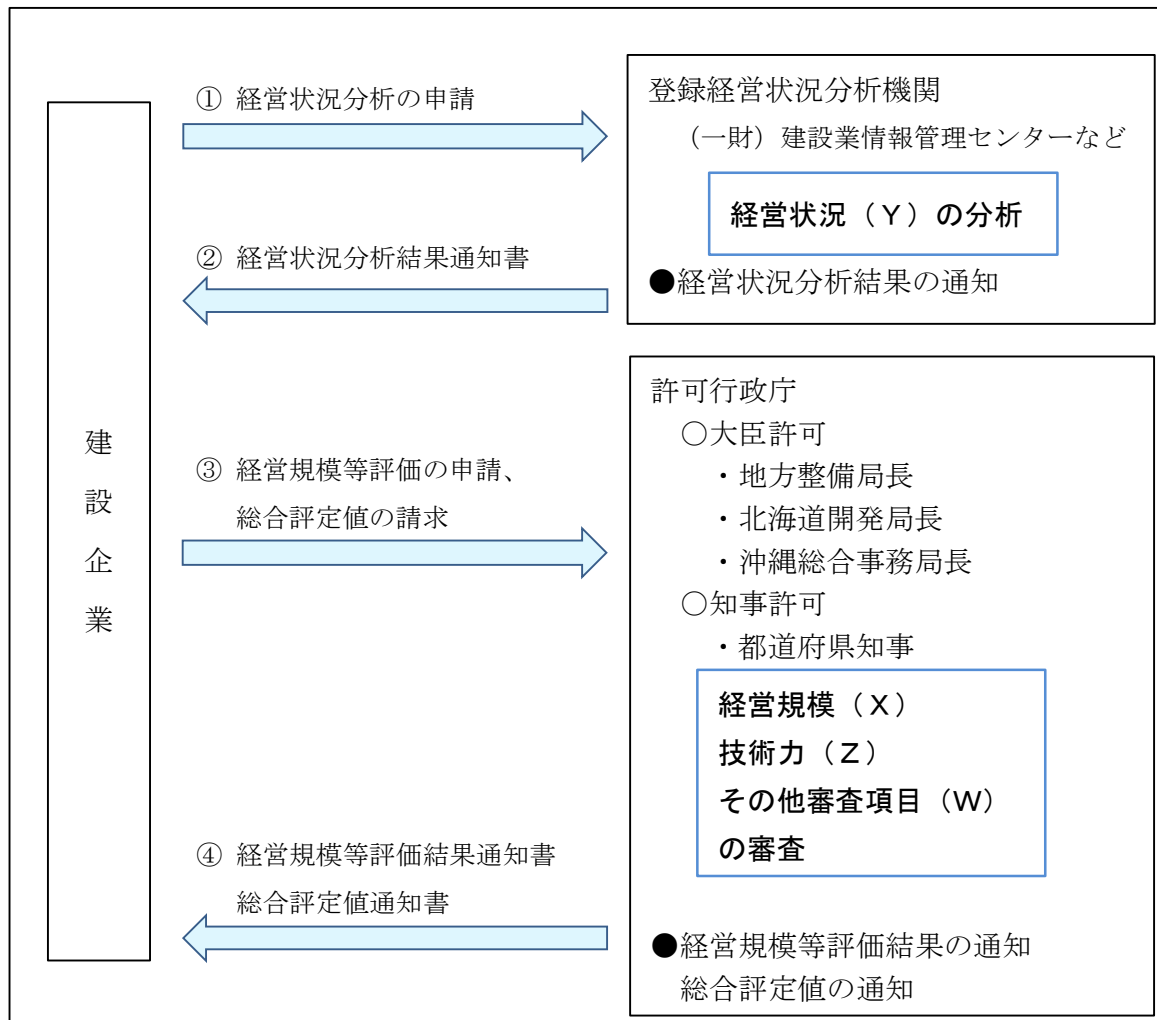
# Q6

申請手続について教えてください。

## — A6 —

総合評定値の請求と経営規模等評価の申請に係るフローは以下のとおりです。

- ① 登録経営状況分析機関に対し、「経営状況（Y）」の分析の申請
- ② 上記①の分析結果「経営状況分析結果通知書」を受領
- ③ 許可行政庁に対し、経営規模等評価の申請、総合評定値の請求  
このとき、上記②の「経営状況分析結果通知書」が必要となります。
- ④ 経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書を受領



※電子申請については国土交通省のホームページでご確認ください。

国土交通省ホームページ

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

令和 8 年 7 月	
総合評定値	総合評定値 (P) = 0. 25X <sub>1</sub> +0. 15X <sub>2</sub> +0. 20Y+0. 25Z+0. 15W
経営規模・技術力	X <sub>1</sub> 工事種類別年間平均完工高 X <sub>2</sub> 自己資本額 (X <sub>21</sub> ) 利払前税引前償却前利益 (X <sub>22</sub> ) Z 工事種類別技術職員数 (Z <sub>1</sub> ) 工事種類別元請年間平均完成工事高 (Z <sub>2</sub> )
経営状況	Y <sub>1</sub> 純支払利息比率 Y <sub>2</sub> 負債回転期間 Y <sub>3</sub> 総資本売上総利益率 Y <sub>4</sub> 売上高経常利益率 Y <sub>5</sub> 自己資本対固定資産比率 Y <sub>6</sub> 自己資本比率 Y <sub>7</sub> 営業キャッシュ・フロー (絶対額) Y <sub>8</sub> 利益剰余金 (絶対額)
その他の審査項目	W <sub>1</sub> 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 <u>社会保険加入に関する評価項目の削除</u> <u>「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況を追加</u> <u>「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し</u> W <sub>2</sub> 建設業の営業継続の状況 W <sub>3</sub> 防災活動への貢献の状況 W <sub>4</sub> 法令遵守の状況 W <sub>5</sub> 建設業の経理に関する状況 W <sub>6</sub> 研究開発の状況 W <sub>7</sub> 建設機械の保有状況 <u>建設機械 2 機種を新たに追加</u> W <sub>8</sub> 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況